

令和 7 年第 4 回 神崎町議会定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 7 年 9 月 22 日（月曜日） 午後 3 時 00 分開議

追加日程第 1 議案第 13 号 令和 7 年度神崎町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 1 認定第 1 号 令和 6 年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 令和 6 年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 3 認定第 3 号 令和 6 年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 4 認定第 4 号 令和 6 年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 5 認定第 5 号 令和 6 年度神崎町水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10 名）

1 番 池田 孝幸 君

2 番 鈴木 司 君

3 番 椿 浩一 君

4 番 大原 秀雄 君

5 番 高柳 智 君

6 番 荒井 葉一 君

7 番 鈴木 節子 君

8 番 石橋 伸一 君

9 番 高橋 正剛 君

10 番 寶田 久元 君

欠席議員（0 名）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	椿 等 君		
教 育 長	小川 泰求 君	総 務 課 長	浅野 憲治 君
総務課企画財政担当課長	池上 至人 君	町 民 課 長	大野 和義 君
まちづくり課長	石橋 正彦 君	まちづくり課主幹	椿 一星 君
保 健 福 祉 課 長	澤田 達也 君	教 育 課 長	堀越 浩 君
会 計 管 理 者	瀧川美恵子 君		

職務により出席した者

事 務 局 長	本宮 賢 君	書	記	古里 卓実 君
---------	--------	---	---	---------

◎開議の宣告

○議長（高橋 正剛君） こんにちは。10日に引き続き、会議を再開いたします。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午後 3 時00分）

◎追加日程第 1 議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。休会中に、町長より議案第13号 令和 7 年度神崎町一般会計補正予算（第 4 号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、直ちに議題とします。

日程及び議案を配付させます。

（日程及び議案配付）

○議長（高橋 正剛君） 配付漏れはありませんか。

追加日程第 1 議案第13号 令和 7 年度神崎町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 正剛君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第13号 令和 7 年度神崎町一般会計補正予算（第 4 号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,900万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、18款、寄附金でふるさと寄附金3,000万円を計上いたしました。19款、繰入金では、財政調整基金からの繰入金を1,500万円減額いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費では、ふるさと寄附金事業において、今年度から先行予約を始めた米への寄附が好調であり、町内生産者から追加で玄米の提供もあったことから、謝礼品代及び業務委託料として1,500万円を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 年度の当初の目標数値、5,000万という数値を超えまして、現況は1億6,000万、こういうふうな、やりようによってはいろんな、あるいは状況によっては、ふるさと寄附金を増やすことができるんだということだろうと思うんですが、ついては何かトラブルとかそういったものが起きていないかどうか確認したいんですが。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

現在のところ、寄附をしていただいた方へ返礼品の発送、始まっておりますが、そういったトラブル等は報告されておられません。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

5番 高柳議員。

○5番（高柳 智君） この前の補正でふるさと納税、上がっていますけれども、その割合と今回の補正の割合、報償費と委託料の割合が違う理由を教えてください。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

まず、今回の割合であります。寄附金額3,000万円に対しまして、返礼品率3割を掛けまして、900万円を報償費で上げております。それ以外が委託料になります。

前回の9月の当初で上げました補正予算ですが、報償費が恐らく3割を超えていたと思います。その理由であります。当初予算におきまして、返礼品率を25%で計算しておりましたので、その辺を相殺して、多めに計上しております。全体で、寄附金に対して3割の返礼品、5割の経費というルールの中でやっております。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑ございませんか。

5番 高柳議員。

○5番（高柳 智君） そもそもふるさと寄附金というのは、寄附される方は目的を持

って寄附されていると思いますので、他の自治体を見ると、基金をつくったり、目的等で特財に入れたりしているところもあるんですが、本来、やっぱり寄附される方のお気持ちを考えれば、特財扱い、または基金扱いということも考えられるのではないかなと思うんですが、課長、いかがですか。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

昨年度まで2,500万円という寄附でしたので、その辺はまだ考えていなかったんですけども、今年度1億円を超えてきましたので、やはりほかの自治体ではふるさと寄附金、基金をつくって、そこに入れて特定の事業に充てているというような、そのほうが寄附した方にも分かりやすい、見やすいということがありますので、今その辺を検討中で、研究しているところであります。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） 5番 高柳議員。

○5番（高柳 智君） 検討するということは、やらないということじゃないですよ。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

ふるさと納税の基金につきましては、ぜひやりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ふるさと納税1億6,000万で予算を取って、全体で1億6,000万あるというんですが、9月の定例会中に補正予算で追加といって、今、町長の説明では、返礼品の米が好調だと言っていましたが、私は一般質問でも言いましたが、この9月までがポイントがたまるとか何とかで、それが10月から打切りだということで、その駆け込みもあるんじゃないですか。今回、ここで補正を組むのは。

それと、ふるさと納税寄附金委託業務、これは仲介業者に支払うものですが、今、仲介業者はいっぱいある。よくコマーシャルでもやっているふるナビとか、10社ぐらいあるみたいですが、神崎はこの委託料はまず仲介業者に払うというわけでしょう。神崎はどういう業者に委託しているわけですか。

その2点。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

まず1点目の、ポイントの駆け込みという点なんですけども、その辺の影響があると思っております。当初よりこの駆け込みも予想はしていたんですけども、予想していた以上の寄附が駆け込みによって集まっているという点も認識はしております。

また、中間事業者であります、神崎町、今年度に入って17サイトのほうに掲載しております。よく4大サイトと言われるところが9割を占めているというんですけども、その4大サイトを含めて、17サイトの掲載を今しているところであります。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） いいです。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 年度末までには、どのぐらいのふるさと納税がさらにプラスされると見込んでいるのでしょうか。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

今、令和7年度の寄附額の9割以上が米でありますので、昨年度までレンコンであったりお酒であったり乳酸発酵飲料であったり、そういった寄附が2,500万集まっていたので、その辺がやはり伸びてきますと、今の1億6,000万にさらにプラスされていくのかなと見込んでおります。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議がないので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1 議案第13号

令和7年度神崎町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高橋 正剛君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第1 認定第1号～日程第5 認定第5号の質疑、採決

○議長（高橋 正剛君） 日程第1 認定第1号から日程第5 認定第5号を議題いたします。

令和6年度神崎町一般会計歳入歳出決算、3特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算については、10日に提案され、12日と16日に各常任委員会で審査をしていますので、委員会が担当した部門ごとに審議を進めていきたいと思います。

最初に、総務文教常任委員長より総括質問の申出がありますので、これを許します。

6番 荒井総務文教常任委員長。

○6番 総務文教常任委員長（荒井 葉一君） 議長のお許しを得ましたので、去る9月12日の総務文教常任委員会での総括質問をさせていただきます。ちょっと聞きづらいかと思いますけど、お許してください。

まず、総務課からです。

千葉県防災行政無線再整備工事の内容はどのようなもので、J－A L E R Tとの違いは何ですか。

防火水槽の修繕や小型動力ポンプ積載車の更新予定は決まっていますか。

公共施設整備基金の目標額設定はありますか。また、利用目的は何ですか。

減債基金の新設について説明してください。

次は、町民課税務係。

預貯金等電子照会サービスの根拠法令は何ですか。

徴収対策において、臨戸や差押えの行える時間帯はいつですか。また、夜間に実施する場合の条件は何ですか。

次、町税過誤納還付金の内訳と、過誤納理由はどんなものですか。

町民課住民環境係。

工業団地の水質検査6か所の位置はどこですか。全ての企業が対象ですか。

ごみ分別アプリの導入効果はどんなもので、ダウンロード件数は何件ですか。

町専用ごみ袋代金が、ごみ収集量が減っている中、増加している理由は何ですか。
香取広域市町村圏負担金で、ごみ・し尿分が大きく減額しましたが、要因は何ですか。また、ごみ処理施設の改修・移転計画はどうなっていますか。

町民課国保係。

保健所から資格確認書にシステム改修しましたが、今後、毎年交付されますか。

国保税の不納欠損額内訳を教えてください。

滞納者へ短期被保険者証を交付していましたが、マイナ保険証ではどのような対応になりますか。

続きまして、後期高齢者。

特定健診の受診率は何％で、受診啓発はどのようなことをしていますか。

最後に、教育委員会です。

プールの修理を進めていますが、今後の計画は検討していますか。

小中学校のトイレの洋式化率はどうなっていますか。計画的に進めていますか。

給食で千葉県産千産千消を進めていますが、どのような食材を使っていますか。また、評判はどうですか。

3校の照明はLED化されていますが、今後の計画はどうなっていますか。

文化財保護事業が大きく減額していますが、要因は何ですか。また、古原巨木群が文化財から外れましたが、その経緯を教えてください。

最後に、医療的ケア対応業務委託料の業務内容はどのようなものですか。

以上、21項目の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正剛君） これより答弁を求めます。

総務課、浅野課長。

○総務課長（浅野 憲治君） 私のほうから、総務課管轄の2つの質問の回答をいたします。

まず、千葉県防災行政無線再整備工事の内容はどのようなもので、J－ALERTとの違いは何ですかというご質問です。

千葉県防災行政無線は、平成5年から運用が開始されております。千葉県や県の出先機関、各自治体と消防機関が結ばれ、情報通信等を目的とされた設備です。光回線と衛星通信回線が整備された設備となります。

工事の内容としましては、設置後約17年が経過した設備の老朽化によって、通信障害が県下で増加したため、安定した稼働を目的としまして、役場内に設置されましたパソコンの更新や、役場の屋上に設置された通信用パラボラアンテナ、衛星電話、衛

星受信機などの更新を行いました。

続いて、J－A L E R Tとの違いは何ですかということですが、J－A L E R Tについてですが、正式には「全国瞬時警報システム」という名称で、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、国のシステムから、対象となる市町村の防災行政無線を通して、住民まで瞬時に伝達するシステムです。本年度は、年間4回、通信訓練等を行っております。

2つ目、防火水槽の修繕や小型動力ポンプ積載車の更新予定は決まっていますかというご質問です。

防火水槽の修繕につきましては、成田市消防本部の点検結果報告に基づきまして、防火水槽の水位の減少が大きいものを優先して修繕を行っております。著しく減水が発覚したものについては、補正予算に計上し、修繕を実施しております。昨年度は高谷、郡の防火水槽を修繕しております。今年度は、植房と立野の修繕を予定しております。内容は、防火水槽の蓋の修繕等となっております。

小型動力ポンプの更新につきましては、15年を経過したものから順次、更新を行っております。なお、ポンプについては、毎年4月に点検を実施して、不具合箇所等がないよう整備をしております。

積載車、消防車の更新につきましては、おおむね20年を経過したものについて順次、更新を行っております。昨年度は毛成部、こちらのポンプ車を……、失礼しました。毛成部の積載車とポンプを交換しております。今年度は、古原部、平成17年3月に購入のものの更新を予定しております。次年度については、本宿1・2・5部を予定しております。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、私のほうから公共施設整備基金の目標額設定はありますか、また利用目的は何ですかという質問にご回答いたします。

公共施設整備基金であります。平成31年3月に創設した特定目的基金であり、公共施設等の整備及び修繕等に要する資金に充てるため、その場合に限り取崩しができるものとしております。

積立ての目標としては、平成31年の基金創設当初、2035年——令和17年になりますが——までに15億円を確保することを目標としております。

続きまして、減債基金の新設について説明してくださいという質問の回答になります。

す。

減債基金とは、町が起こした地方債の償還に必要な財源を確保するために設置した基金であり、町債の償還金に充てることができるものであります。平成元年12月に条例を制定しております。

令和5年度及び6年度交付分の普通交付税において、臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費として、基準財政需要額の臨時費目、臨時財政対策債償還基金費というものが新設されました。臨時財政対策債償還基金費については、本来、交付予定の臨時財政対策債償還分の2分の1相当額が前倒しで交付されたものであり、その分、後年度で減額調整がされるものであります。そのため、臨時財政対策債償還基金費として交付された金額については、後年度の臨時財政対策債の償還の財源とするため、減債基金にこのたび積立てを行いました。

以上、総務課所管分の回答になります。

○議長（高橋 正剛君） 町民課、大野課長。

○町民課長（大野 和義君） 続きまして、町民課に関するご質問についてお答え申し上げます。

まず税務係なのですが、預貯金等電子照会サービスの根拠法令は何ですかというご質問ですが、従来、税滞納者に対する滞納整理は、国税徴収法の第141条の規定による滞納処分に関する調査に係る質問検査権が法的根拠となります。

金融機関への調査は、これまで一件一件、書面により預貯金照会を実施してまいりました。しかし、令和5年度より、行政機関から金融機関へ預貯金の照会業務をオンライン化するシステム、預貯金等電子照会サービス P i p i t l i n q の導入によって、事務処理に係る業務負担軽減が図られております。

続きまして、徴収対策において、臨戸や差押えの行える時間帯はいつですか、また、夜間に実施する場合の条件は何ですかというご質問ですが、徴収対策において臨戸や差押えを実施できる時間帯は、法律上、特定の制限はございませんが、捜索を行うことについては、国税徴収法第143条第1項、捜索の時間制限により、日の出から日没までと時間の制限がございます。

ただし、日没前に着手した捜索は、日没後まで継続することができます。また、旅館、飲食店、その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所については、滞納処分の執行のため、やむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、日没後でも公開した時間内は捜索することができます。

夜間臨戸は、机上調査では財産が確認できないものや、日中に仕事等でなかなか会

えない滞納者と接触を図るために行っております。

夜間臨戸の時間帯についてですが、他法令を参考にしますと、訪問や電話などは、午後9時から午前8時の間は避けるようにと定められている例もあり、また宅配の時間などを参考にしますと、夜9時までとなっていることも多いので、本町においては、夜間臨戸は夜9時までをめどとして実施しております。

続きまして、町税過誤納還付金の内訳と、過誤納理由はどんなものですかというご質問ですが、町税過誤納還付金の合計は164万4,845円です。

内訳ですが、町県民税が145万7,645円、法人町民税が18万7,200円。町県民税は、所得税や住民税の期限後申告による税額変更が生じたものや、住民税の所得割から控除ができなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除分の還付が主になります。

法人町民税は、年一度、確定申告を行い、税額を確定させ納付しますが、年の途中で中間申告、予定申告等を行う事業所もあります。中間申告などで納付した税額が確定申告で確定した税額より多く納付されていた場合、中間申告で納付された税金を還付することが発生いたします。

続きまして、住民・生活環境係のご質問に対する回答であります。

まず、工業団地の水質検査6か所の位置はどこですか、全ての企業が対象ですかというご質問ですが、対象企業は、工業団地内にあるサンゴバン・ティーエム株式会社神崎工場、イソライト工業株式会社神崎工場、エッチ・アンド・ケー株式会社千葉工場、エヌデーシー株式会社神崎工場、中越パッケージ株式会社千葉工場、石島化学工業株式会社千葉工場の6企業を対象にしております。

なお、杉山建設工業につきましては、事務所のトイレ等の生活排水のみであるため、検査対象から外しております。

検査につきましては、18項目、水質検査を行っております。

ご質問の位置についてですが、各工場から調整池へ排出される流末ポイントで採取しております。この流末ポイント、各工場、調整池へ流す手前で少し水をためる水槽のようなものを配置して、その水槽から水を採取しております。また、各工場の排水先である調整池でも、18項目の検査を行っております。

続きまして、ごみ分別アプリの導入効果はどんなもので、ダウンロード件数は何件ですかというご質問ですが、ごみ分別アプリ、さんあーるは、お住まいの地区を登録していただくと、各種ごみの収集日をお知らせするカレンダー機能がついており、ごみの出し忘れを防止できる無料のアプリです。また、ごみの分別方法についても検索することができます。

利用者は、6年度末現在で309人、うち19人は外国人でございます。

ダウンロードのためのQRコードは、毎年度、各戸配布しておるごみ収集日カレンダーに掲載しているほか、町民課の窓口にもチラシを設置しております。また、ステーションに出されたルール違反のごみに貼られるステッカーにも、QRコードと英語の案内がございます。椅子、電池、カーペット等の捨て方をアプリで調べている方も多いようです。

続きまして、町専用ごみ袋代金が、ごみ収集量が減っている中、増加している理由は何ですかというご質問ですが、ごみ袋の種類のうち、可燃ごみの小サイズについては、販売量が少ないため2年に一度、隔年に作成しております。昨年度、作成したため、ごみ袋代金が増加したと考えられます。

ごみ袋の小サイズは、昨年4万枚、1ケース500枚入りで80箱購入いたしました。1世帯当たりの家族数の減、また夏場は小まめにごみ出しをしたいという方もいらっしゃるので、需要はあるため、今後も作成をする予定でございます。

続きまして、香取広域市町村圏負担金でごみ・し尿分が大きく減額しましたが、要因は何ですか、また、ごみ処理施設の改修・移転計画はどうなっていますかというご質問についてです。

まず、香取広域市町村圏の負担金なんですが、ごみ・し尿分が大きく減額した要因ですが、委託料や工事請負費などの増加により、決算額は増加しております。しかし、前年度で伊地山可燃物処理施設の公債費について、地方債の一部償還が完了したこと、第二伊地山最終処分場の工事請負費の減少などの理由により、結果的に減額となりました。

続きまして、ごみ処理施設の改修・移転計画の進捗についてですが、こちらは香取広域市町村圏事務組合に確認をしたところ、一般廃棄物処理施設整備事業の中で改修計画を行っております。

今年度の事業としましては、施設整備基本計画の策定、PFI等導入可能性調査のほか、建設候補地の測量、地質調査など施設整備の基礎となる事業を予定されているとのことです。

今後は、焼却炉等の方式を検討する検討委員会を立ち上げ、地域住民との調整を進めていくということで確認をいたしました。

続きまして、町民課の国保に関するご質問についてです。

保険証から資格確認書にシステム改修しましたが、今後、毎年交付されますかというご質問ですが、国民健康保険の被保険者については、マイナ保険証をお持ちでない

方には、資格確認書を毎年7月上旬に発行し、発送する予定でございます。

続きまして、国保税の不納欠損額の内訳を教えてくださいというご質問ですが、国保税の不納欠損額の内訳は、まず総額で162万4,310円、うち時効完成が8名で計63万2,410円、執行停止が4名で99万1,900円という内訳となっております。

続きまして、滞納者へ短期被保険者証を交付していましたが、マイナ保険証ではどのような対応になりますかというご質問ですが、従来の短期被保険者証はなくなり、代わりに特別療養費という制度に変更となります。マイナ保険証をお持ちの方は、特別療養費の表示がされ、自己負担割合は10割となります。有効期限は8月1日から翌年の7月31日です。

また、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を発行し、発送いたします。負担割合、有効期限はマイナ保険証と同様になります。

最後、後期高齢に関するご質問です。

特定健診の受診率は何％で、受診啓発はどのようなことをしていますかというご質問ですが、令和6年度は、受診率28.4％となっております。前年度と比較し、2.7％向上しております。また、国保の受診率は40.2％で、前年度と比較し2.6％向上しております。

啓発ですが、4月上旬に受診券の発送の際に、受診勧奨パンフレット及び5月10日から14日に実施の集団健診のご案内を送付しております。集団健診未受診者に対し、7月から9月実施の個別健診のご案内を6月下旬に発送しており、またこの際、人間ドックのご案内のチラシも同封しております。その他、広報、ホームページ、町公式LINE、防災無線等でも受診勧奨の啓発を行っております。

以上が町民課に関する回答でございます。

○議長（高橋 正剛君） 教育委員会、堀越課長。

○教育課長（堀越 浩君） それでは、私のほうから教育委員会の関係についてお答えいたします。

まず最初に、プールの修理を進めていますが、今後の計画は検討していますかという質問ですが、町内のプールにつきましては、全て築50年を超えております。現在は小規模な修繕で済んでおりますけれども、今後、大規模な修繕が増えてくると考えられます。

今後は、活用方法について、1つ目といたしまして、現在と同様に修繕をして、可能な限り活用していく方法と、2つ目といたしまして、民間のスイミングスクール等を活用することが考えられると思います。

費用対効果や、国や県の補助金の動向を確認いたしまして、また教職員や子どもたちとも意見交換をしながら、今後の活用方法について検討していきたいと考えております。

次に、小中学校のトイレの洋式化率はどうなっていますか、計画的に進めていますかというご質問ですけれども、トイレの洋式化率につきましては、令和5年3月現在で、神崎小学校が48.5%、米沢小学校が69.2%、神崎中学校が45.2%となっております。

トイレ設置当初より児童・生徒数が減少していることもございまして、洋式便器が不足のほうをしている状況には現在ございません。ですが、学校が避難所として使用されることもありますし、また、洋式化率が全国の平均68.3%となっていることも踏まえまして、今後も計画的に洋式化を推進していきたいと考えております。

次に、給食で千産千消を進めています、どんな食材を使用していますか、また、評判はどうですかというご質問ですけれども、まず千産千消についてですけれども、一般的には地元の産物を地元で消費するということで「地産地消」と申しますけれども、千葉県では、千葉県の「千」を当てはめまして、「千産千消」ということで進めております。

まず、神崎町産のものといましては、年間を通じてお米を使用しております。また、旬の時期に、レンコン、キャベツ、ニンジン、ジャガイモ、ピーマン、ナス、ミニ大根、リーフレタス、カボチャを使用しております。千葉県産のものといましては、年間を通じて、牛乳、豚肉、もやしを使用しております。旬の時期のものにつきましては、カブ、タマネギ、ニンジン、キャベツ、キュウリ、長ネギ、ピーマン、マッシュルーム、チンゲンサイ、コマツナを使用しております。

献立と一緒に月1回配布します「給食だより」や、当日の給食のときにその給食の内容を説明するメモ等を通して、産地につきまして周知のほうをしております。そちらのほうを見まして、子どもたちも地元の野菜等を知るきっかけになっております。

また、評判についてどうですかというご質問ですけれども、本町の給食につきましては、おいしいということで評判のほうをいただいております。調理の際に使用しますお酒につきましても、洋酒ではなく、町内の酒蔵の日本酒を使用したり、塩こうじを使用したりしております。また直営方式によりまして給食のほうを提供していることも理由として挙げられると思います。

また、栄養教諭が給食時に教室に訪問したときに、子どもたちからおいしいと言っ

てもらっていたり、また保護者からも、子どもたちの栄養を給食に支えてもらっている、子どもたちがおいしいと言っていたので給食のレシピを教えてほしいという、そのようなご意見のほうもいただいております。

次に、3校のLED化はされていますか、今後の計画はどうなっていますかというご質問になります。

小中学校の照明につきましては、一部修繕に合わせましてLED化のほう、しておりますけれども、まだ大部分がLED化されていない状況にあります。2027年末までに蛍光灯の生産が終了されることに伴いまして、順次、LED化する必要があると思われまので、財政部局と協議しながら、計画的に照明器具の交換工事を実施したいと考えております。

次に、文化財保護事業が大きく減額していますが、要因は何ですか、また、古原巨木群が文化財から外れましたが、その経緯を教えてくださいというご質問です。

文化財保護事業につきましては、町指定文化財の維持管理に対する補助としましては、例年と大きな変更はございませんけれども、並木の神宮寺の観音堂の大規模な修繕に係る補助を令和4年度と5年度に実施しております。令和6年度は、その事業が終了しまして、補助のほうを実施しておりませんので、前年度と比較して大きな減額となっております。

古原八幡神社の巨木群につきましては、土地を管理します関係者から、近年の風水害によります倒木の危険性が増していることから、巨木の処分について教育委員会のほうに相談がございました。

実際に、台風等によりまして折れた樹木の枝が、近隣の家屋の屋根を大きく破損したり、自動車を破損したりする被害が出ております。また樹木医からも、枯死が著しく進行しておりまして、危険性が非常に高まっているとの指摘も受けておりました。

そのため、町文化財審議会に指定解除の諮問をしたところ、指定を解除することが望ましいとの答申を受けまして、町教育委員会で指定解除の告示のほうをしております。その後、県の教育委員会にも指定解除の報告のほうをしてございます。

最後に、医療的ケア対応業務委託料の業務内容はどんなものですかというご質問になります。

昨年度までは、身体的な障害がありまして日常的に医療的ケアが必要な生徒が在籍しておりました。当該生徒の自立の促進及び安全な学校環境の整備をするために、訪問看護事業所に委託いたしまして、看護師のほうを配置しておりました。

内容といたしましては、人工呼吸器の維持や、たんの吸引などの医療行為を実施し

ております。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） 以上で、総務文教常任委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はありませんか。

5 番 高柳議員。

○5 番（高柳 智君） 3 点ございます。

まず 1 点目、普通交付税は増額になっておりますが、特別交付税、特交が減額になっておりますので、その理由を教えてください。

2 点目です。定額減税補足給付金の支給決算内容、対象何人で何人支給、支給率何%、こちらを教えてください。

最後です。学校給食事業なんですけれども、賄材料費、増えております。ご説明では米の高騰によるというご説明だったと思うんですが、1 食当たりの単価が幾らで、近隣と比べてその単価は高いのか、低いのか。

以上 3 点です。

○議長（高橋 正剛君） 総務課、池上担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、私のほうから特別交付税について回答いたします。

特別交付税につきましては、令和 6 年度は、前年度比 318 万 2,000 円の減額となっておりますが、本町といたしましても、特殊財政需要等の数値を県のほうに提出して、要求はしているところですが、やはり令和 6 年度につきましては、能登半島地震がありましたので、それでやはり特別交付税につきましては災害があるとそちらのほうに配分が行ってしまいますので、その辺が減額となった理由かと考えております。

○議長（高橋 正剛君） 町民課、大野課長。

○町民課長（大野 和義君） 申し訳ありません、ただ今、手元に資料がございませんので、後ほどすぐ調べてお答えしたいと思います。

○議長（高橋 正剛君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 給食の費用に関して、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1 食当たりの経費につきましては、小学校が 1 食当たり 249 円、中学校が 1 食当たり 283 円になります。

近隣の状況と比較しましても、安い単価になっているのではないかと思います。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） まず地方交付税、収入済み額で12億9,000万。これは令和6年で、令和5年から見るとどのくらい増えているわけですか。

それと、実質収支が1億9,000万あるのに、財調のほうが約5,000万。12億から11億、5,400万、財調が減っているわけ。その要因は。

それと、令和6年度の決算で、町債、町の借入れ、臨時財政対策債を抜いたのが幾らぐらいありますか。

それと教育委員会、堀越課長に、一般質問でないかな、議案審議ときかな、米小の管理費、幾らかかっていますかというので、後から答えるということで、まだ答えてもらえなかったんだけど、これの6年度の決算で、米小の事業管理費で930万と、それと就学支援事業で13万、両方合わせて950万。そのほか用務員の手当と、あとは米小は複式を持っていますよね。だから町が委託している講師がいるわけなんです。県からは派遣されてないわけです。その人件費と合わせてどのくらいになりますか。

それと、これは教育長か町長だけでも、プールは築50年、堀越課長の答弁で今ありました。これは中学校のプールは今、使っていないわけなんです。米小と神崎小のプールを利用している。堀越課長の答弁で、民間のプールを利用してもらうようなことも進めているような話もちょっとしました。そうしますと、これは民間のプールに行っている人には補助金のようなものを……、町のプールができないから、民間のプールへと、そのような話もしていました。そうすると、補助金の問題ですが、プールに月々払っていると。その辺は、町としては補助金みたいにはできないわけですか。これは堀越課長にはあれでしょうから、町長か教育長の答弁になります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 総務課、池上担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、私のほうから3点、回答させていただきます。

まず、普通交付税の昨年度からの増額の金額であります。6,289万8,000円の増額となっております。令和5年度から6年度の増額がそのようなことであります。

また2点目の、実質収支が1億9,000万あるのに臨時財政対策債が減っているのは何でかということなんですけども、6年度につきましては、決算で公共施設整備基金のほうに1億2,000万の積立てを行いました。今後、公共施設の整備等、必要になってきますので、財政調整基金に積み立てるのではなく、公共施設整備基金に積立て

をしましたので、それが財政調整基金が若干減った原因になっております。

もう一点が、町債のご質問であります。令和6年度末の町債残高でありますけども、さきの9月補正の予算書の29ページになるんですけども、6年度末で14億7,536万9,000円であります。そのうち臨時財政対策債を除いた金額になりますと、3億6,274万3,000円という金額になります。

以上でございます。

○議長（高橋 正剛君） 教育委員会、堀越課長。

○教育課長（堀越 浩君） 私のほうからは、先日、審議のほうをいただきました、令和7年度神崎町一般会計補正予算の第3号について、寶田議員のほうから質問がありました件について回答したいと思います。

米沢小学校の年間の維持費につきましては、939万8,107円になります。

それと、用務員と町雇用の支援員等、そちらの費用につきましては現在、手元に資料がございませんので、確認して回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 寶田議員の質問にお答えします。

プールの活用方法ですが、課長が言ったのは、民間のプールを活用するということで、補助金とかという話ではなくて、学校のほうから引率をして行く、そちらで場所を民間のほうを活用するということも考えているということでございます。

ちなみに、例えば佐原小学校のプールは昭和31年にできていて、70年近くもっているわけですので、どの時点で壊れるというのはなかなか言いにくいところがあるんですけど、町内2校の小学校のプールは52年と56年築になりますので、状況的にはこれから、いつとは言えないけども、大規模なものも必要になってくる可能性がございますので、方向性として、1つの学校に1つのプールではなくて、3校で1つということもありますし、民間を借りながら指導していくというような方向もあるということの回答でございます。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうすると、教育長、民間のプールを借り入れるんだから、それは町が借りる料金は町が払うでしょう。

○議長（高橋 正剛君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えします。

町が、利用1人当たり幾らというのは多分、スイミングであると思いますので、その額を協議して払うことになります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

町民課、大野課長。

○町民課長（大野 和義君） 先ほど高柳議員よりご質問いただいた定額減税について、お答え申し上げます。

令和6年度、定額減税補足給付金なんですが、対象者は1,067名。そのうち支給者は1,058名、支給率は99.1%となっております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 以上で総務文教常任委員会に係る質疑を終結したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議がないので、総務文教常任委員会に係る質疑を終結いたします。

続いて、まちづくり厚生常任委員長より総括質問の申出がありますので、これを許します。

2番 鈴木まちづくり厚生常任委員会委員長。

○2番 まちづくり厚生常任委員長（鈴木 司君） 鈴木司です。議長の許可をいただきましたので、まちづくり厚生常任委員会による総括質問を行います。

まず初めに、保健福祉課へ。

1つ、きたふれあいセンターの利用者が多いですが、町の直営施設として、利用料無料で継続していきますか。

1つ、物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）給付事業の不用額が多いようだが、要因は何ですか。また、国庫負担10割事業ですが、精算されていますか。

1つ、物価高騰対応重点支援給付金給付事業で、プッシュ型とはどんな交付方法ですか。

1つ、防犯灯設置管理事業が、保健福祉課所管事務の理由は何ですか。

1つ、福祉タクシー券は翌年度に繰越し利用はできますか。また、利用の条件について教えてください。

次に、介護保険事業特別会計へ。

1つ、予防事業の参加状況から、新たな計画はありますか。

続いて、まちづくり課地域振興係へ。

1つ、神崎ステーションホールとJR駅舎との区別はどうなっていますか。また、ステーションホールの活用状況はどうなっていますか。

1つ、わくわく西の城の運営規定はありますか。また、施設ごとの使用料は決まっていますか。

1つ、移住・定住者支援事業で中古物件が購入されていますが、町が仲介しているのですか。また、空き家バンクの活用状況はどうですか。空き家調査を実施して、改善されますか。

1つ、地区集会施設の利用者がいない場所もありますが、今後の取扱いを検討していますか。また、施設が必要ない地区へは、撤去費用は出ますか。

次に、まちづくり課産業係へ。

1つ、オーガニック推進事業で作成した動画の放映場所は。また、イベント等で放映する計画はありますか。

1つ、有害鳥獣駆除において、各地区の被害状況の把握をしていますか。また、イノシシ対策強化の計画はありますか。

1つ、環境保全型農業直接支払交付金を詳しく説明してください。

1つ、親元就農補助金の補助内容と利用者の推移を教えてください。

続いて、まちづくり課建設係へ。

1つ、交通安全施設整備事業で、国道、県道の対応はどうなっていますか。

1つ、資材助成の条件は何ですか。また、令和6年度はどの地区に行われましたか。

1つ、植房農村館の移転・新築費用は全額、町負担ですか。

1つ、空き家等実態調査の結果概要を教えてください。

1つ、今後の新たな町営住宅施策は検討していますか。また、仮に立ち退きとなった場合の補償料などは算定していますか。

最後に、まちづくり課水道係へ。

1つ、ポリエチレン管の耐用年数は何年ですか。また、石綿管を使用している場所が残っていますか。

1つ、水道加入促進は継続して実施していますか。また、どんな施策を行っていますか。

1つ、町内水道管で更新が必要な場所と、更新計画はどうなっていますか。

以上、まちづくり厚生常任委員会による総括質問22件の内容に対し、答弁をお願いします。

○議長（高橋 正剛君） これより答弁を求めます。

保健福祉課、澤田課長。

○保健福祉課長（澤田 達也君） それでは、私のほうから、保健福祉課に対する質問に対して回答させていただきます。

まず、きたふれあいセンターの利用者が多いですが、町の直営施設として利用料を無料で継続していきますかというご質問でございます。

きたふれあいセンターにつきましては、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的として設置されている施設でございます。令和6年度の利用につきましては、年間で283回、延べ2,342人の方にご利用いただいております。

今後につきましては、地域福祉活動推進を今後も進めるため、今後も無料での利用を考えてございます。

続きまして、物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）給付事業の不用額が多いようだが、要因は何ですか、また、国庫負担10割事業ですが、精算をされていますかというご質問でございます。

物価高騰対応重点支援給付金（こども加算分）につきましては、令和5年度の繰越明許分と、令和6年度現年分の合計の決算額となっております。不用額のうち、そのほとんどが令和5年度からの繰越明許分となります。

令和5年度の繰越明許分ですが、令和6年3月の補正で、支給対象者を120名と想定して予算計上しましたが、実際の支給実績が67名ということで、その分の差額が不用額ということで残ってしまっているという現状でございます。繰越明許した予算については、減額ができないというルールがありますので、それによって不用額が大きくなってしまっているという状況でございます。

また、国庫負担金ですけれども、今回この事業に関しては、地方創生臨時交付金が活用されてございます。こちらの地方創生臨時交付金に関しましては、総務課のほうで町全体の事業を全て総括して事務のほう、取っていただいておりますが、今回、令和6年度の地方創生臨時交付金につきましては、各非課税給付金と定額減税補足給付金の間で流用ができる一定給付枠という形で給付されているということでございます。今回、このこども加算給付事業の残額につきましては、定額減税補足給付金のほうに充当されているということでございます。

続きまして、物価高騰対応重点支援給付金給付事業で、プッシュ型とはどんな方法ですかというご質問でございます。

こちらにつきましては、以前、同様の町の物価高騰対応重点支援給付金を世帯主名義の口座で受け取ったことがある世帯に対して、申請の手続が不要で振込を行う方法でございます。申請手続が不要ということで、スピーディーに給付ができるという形でございます。

続きまして、防犯灯設置管理事業が保健福祉課所管事務の理由は何ですかというご質問でございます。

防犯灯につきましては、夜間における犯罪や事故等の発生を防止するため、主に通学路、通勤路など人が歩く道路を原則として設置しているということでございます。これまでというか、児童福祉の観点から、現在、所管が保健福祉課となっておりまして、予算につきましても、児童福祉費に計上されているという状況でございます。

続きまして、福祉タクシー券は翌年度に繰越し利用はできますか、また、利用者の条件について教えてくださいという内容でございます。

まず福祉タクシー券ですが、こちらは単年度の事業となりますので、翌年度への繰越しはできません。

利用者の条件といたしましては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいわゆる3手帳の交付者、また要介護認定または要支援認定を受けた方、続いて、65歳以上で免許証を自主返納された方、もう一つとして、65歳以上の者で同居世帯全員が交通手段を持たない方、これが令和6年度までの対象となっております。

ちなみに今年、令和7年度から、対象の範囲を少し広めまして、65歳以上の方で、同居者が就労等で免許がない方が日中独居になってしまう方も今年度から対象としてございます。

今後も、よりよい制度となるように努めてまいります。

介護保険事業特別会計の中で、予防事業の参加状況から新たな計画はありますかというご質問でございます。

予防事業の中でも、運動教室に関してですが、アクティブシニア確立に向けまして、現在、パーソナルトレーニングなどを取り扱う大手企業と協議を進めているところでございます。

内容といたしましては、講義をして体を動かすなど、これは従来の運動教室とは変わらないものでございますけれども、専門分野の知識を生かした、より安心安全でありながら、運動強度もこれまでよりも高い運動教室になることを期待してございます。

大手企業ですので、その知名度も生かして新規参加者が増えることを期待しているところでございます。

保健福祉課からは以上になります。

○議長（高橋 正剛君） まちづくり課、石橋課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） まちづくり課地域振興係の関係から、まずご説明をさせていただきます。

神崎ステーションホールとＪＲ駅舎との区別はどうなっておりますか、またステーションホールの活用状況はどうなっておりますかというご質問です。

駅舎改札に向かいまして、右側がステーションホールとなっております。こちらが町の管理となります。また、改札を含め、左側がＪＲの管理となっており、それぞれ区分で管理をしております。

ステーションホールに関しては、町の管理であることから、イベント告知のポスターの掲示やパンフレットの配架等を常時、行っておりますが、発酵の日イベントですとか、イルミネーション点灯式など、町主催のイベント実施のほか、貸出しによる利用としては、運動教室を行っている団体もございます。

続きまして、わくわく西の城の運営規定はありますか、また施設ごとの使用料は決まっておりますかというご質問です。

わくわく西の城の管理及び運営につきましては、わくわく西の城の設置及び管理に関する条例、またわくわく西の城の管理及び運営に関する条例施行規則に規定がされております。

また、施設ごとの使用料につきましては、同条例に規定がされているところでございます。

続きまして、移住・定住支援事業で中古物件が購入されておりますが、町が仲介しているのですか、また空き家バンクの活用状況はどうですか、空き家実態調査を実施して改善されますかというご質問です。

中古物件の売買に関しては、一部親類や知人を介してという物件もあるようですが、基本的には不動産事業者を介して取引されております。

空き家バンクに関してですが、現在、登録がない状況であります。昨年度、実施した空き家実態調査の結果を基に、売買や貸出しといった意向のある所有者の方に対して働きかけを行い、空き家バンクの登録、物件の有効活用を進めたいと考えております。

続きまして、地区集会施設の利用者が少ない場所もありますが、今後の取扱いを検

討していますか、また施設が必要ない地区へは撤去費用が出ますかというご質問です。

地区の集会施設に関しては、利用頻度が少ない施設もございますが、地区に必要な施設として、維持管理に対する助成等を継続して行っていく予定です。

また、施設を撤去したいとの申出が地区からあった場合は、撤去費用に関しては、地区と協議を行うこととなります。

続きまして、まちづくり課の産業係の関係になります。

まず、オーガニック推進事業で作成した動画の放送場所は、またイベント等で放映する計画はありますかというご質問です。

昨年、制定しました発酵×オーガニックビレッジ宣言、こちらを町内外に広報する目的で、国庫補助事業を活用しまして、発酵×オーガニックビレッジ宣言のPR動画、またこちら発酵×オーガニック宣言の技術編（水稻・野菜）というものを作成しました。

まず、神崎町発酵×オーガニックビレッジ宣言PR動画につきましては、約4分弱、3分47秒の動画となります。こちらの内容は、小学校の児童や町民の皆様にもご協力をいただきまして、無添加で仕込んだみそを翌年度の給食で使用するといった、神崎町の発酵文化とオーガニックの融合した取組、また学校給食米のオーガニック化、スマート農機を活用したオーガニックの普及促進などを紹介しております。

こちらは現在、YouTubeにおきまして、動画配信を実施しております。

また、技術編では、町内で農薬・化学肥料を使用しない作付を行っていただいております4名の生産者にご出演いただきまして、水稻、野菜それぞれ実際に行っている作付の方法についての動画を撮影させていただいております。

こちらにつきましては、今後、農薬・化学肥料を使用しない作付を行う農業者の方、また新規就農者の方に対して、実際に作付するに当たってのポイントとして、参考とさせていただきたいと考えております。

また、イベント等の放映でございますけれども、10月19日に合併70周年記念式典を実施しますが、その際に、発酵×オーガニックビレッジ宣言の紹介を行う予定でございます。その際に、こちらのPR動画につきましては、動画を流す予定であります。

また、神崎町にお越しいただきます農業関連の視察の際にも視聴していただくということを考えております。

また、そのほかのイベントに関しても、状況次第ではありますが、広く皆様に周知できるよう、放映を検討していきたいと考えております。

続きまして、有害鳥獣駆除において、各地区の被害状況を把握しておりますか、ま

た、イノシシ対策強化の計画はありますかというご質問です。

まず、イノシシによる各地区の被害状況につきましてですが、毛成地区や古原地区、武田地区といったところで、被害報告を受けております。

イノシシについては、昨年3月には5件の捕獲がございました。また、カラス類につきましては、昨年の有害鳥獣駆除で40羽の捕獲実績がございます。

イノシシの強化対策に関してですけれども、現在、共済組合さんから借用しておりますわなで駆除のほうを行っているところですので、町でくくりわなを導入しまして、そちらを猟友会さんに使用いただき、イノシシの捕獲対策の強化を行う予定でおります。

続きまして、環境保全型農業直接支払交付金につきまして、詳しく説明してくださいというご質問です。

こちらの事業は、県経由の国庫補助事業で、化学農薬、化学肥料を使用しない作付、——こちら便宜上、有機の取組というふうに使わせていただきます——また、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上、低減する取組と併せて、緑肥や堆肥施用といった営農活動を行うものに対して、補助金を交付しております。

取り組む内容や作物によりまして、10アール当たりの補助金交付単価が決められておりまして、国が2分の1、県及び町が4分の1を負担し、共同活動を行う農業者の組織する団体等に対し補助金が交付され、構成員である取組農業者に配分がされます。

令和6年度の交付額は278万5,880円で、4分の1に当たります69万6,470円が町の負担分となっております。

また、昨年度の水稲や野菜類といった一般作物の交付単価につきまして、10アール当たり、有機の取組が1万2,000円、堆肥施用が4,400円、緑肥の取組が6,000円となっております。

続きまして、親元就農補助金の補助内容と利用者の推移を教えてくださいというご質問です。

国の制度で、新規就農者に対して給付金を交付します農業次世代人材投資事業がございましたが、独立自営就農者またはそれに準じた新規就農者が対象となるため、家業として農業を担う就農者に関しては、基本的に給付事業の対象とはなりません。

しかしながら、認定農業者の後継ぎの方が農業を承継すること、こちらは重要な担い手の誕生と言えます。国庫金の支援の対象とならない認定農業者の親元就農者に対して、町単独事業として、年間20万円を5年継続で交付するものとなっております。

また、期間内に一度だけ機械導入経費の3分の1を補助、上限100万円となりますが、親元就農機械等整備支援事業も併せて実施しております。

こちらの実績、推移ということなんですけれども、令和2年度には3名、令和3年、4年、5年は2名、令和6年度が1名というような交付実績となっております。

地域振興、農業関係につきましては以上となります。

○議長（高橋 正剛君） まちづくり課、椿主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） では、私のほうから、まちづくり課建設係及び水道事業に対します総括質問について、お答えさせていただきます。

まず1点目です。交通安全施設整備事業で、国道・県道の対応はどうなっていますかというご質問です。

町内の国・県道の管理者は、香取土木事務所となっております。町民や区長の方からご要望があった場合には、町を経由して、道路管理者であります千葉県香取土木事務所のほうに連絡をして、要望のほうを行ってございます。

2点目です。資材助成の条件は何ですか、また、令和6年度はどの地区に行われましたかというご質問です。

資材助成は、町道や農道を対象といたしまして、町道であれば、1地区1年間に30万円を上限、農道でありました場合には、14万円を限度といたしまして、原材料を助成しております。

主な資材は、生コンクリートやアスファルト合材、砕石等がございまして、地区からの事前申請が必要となっております。また、町道・農道以外の道路は、隣接する住宅の軒数3軒以上等の一定の要件を満たす場合は、対象となる場合がございますので、詳細等につきましては、まちづくり課までご相談いただければと思います。

また、令和6年度の実績ですが、古原地区、小松地区、神崎本宿の3地区に資材助成のほうを実施しております。

続きまして、植房農村館の移転・新築費用は全額町負担ですかというご質問です。

今回のこの事業に関しましては、通常のコミュニティーセンターの建て替えとは異なりまして、道路事業の補償というものになりますので、建て替えに関する費用は全額、町のほうで負担いたします。

続きまして、空き家等実態調査の結果概要を教えてくださいというご質問です。

昨年度実施しました調査ですが、町内全域を対象として、町内の空き家の現状を把握し、所有者への意向調査を業務委託にて実施しております。

まず、水道の閉栓情報や家屋データを活用し、机上での現地調査候補を抽出し、ま

た現地調査においても、空き家と思われる物件があった場合には、調査対象といたしました。

現地調査は、敷地外、道路上などから目視による外観調査を行い、124戸の空き家の実態把握を行いました。これらのうち、老朽危険度判定基準に基づく評価は、危険度が中程度のC判定の空き家が9戸となり、危険度がない、もしくは軽微な修繕が必要となるA判定及びB判定の空き家が107戸と、大半を占めておりました。

なお、公道上から建物を目視することができない不明な物件が8戸ありました。

危険度が最も高いD判定は、今回の調査ではございませんでした。

124戸の空き家のうち、所有者不明などを除いた108戸の空き家所有者に対して、意向確認のためのアンケート調査を郵送により実施しております。期限までに41件の回答がありまして、空き家の将来的な活用の考え方としては、「解体して土地を活用したい」が21.2%で最も多く、「自分または家族が居住する」と「市場価格で売却したい」がともに13.6%という内容でございました。また、「民間に賃貸したい」という意向も9件ほどございました。

続きまして、今後の新たな町営住宅施策は検討していますか、また仮に立ち退きとなった場合の補償料などは算定していますかというご質問です。

現在の町営住宅は築50年以上で、老朽化が進んでおり、新規入居は停止、入居者に対しては自然退去を促している状況でございます。

現在、5世帯8名まで減少しておりまして、今後も引き続き自然退去を促し、町営住宅を撤去する計画となっております。

また、新たに町営住宅を建設するのではなく、民間住宅を借り上げ、安い家賃で提供するような経費や維持管理費用が抑えられる施策を今後、検討してまいりたいと思っております。

なお、立ち退きに係る補償費については、算定しておりませんが、取壊しの方向性が出ている以上、今後、検討していく必要があると認識しております。

続きまして、水道事業に関してです。

1点目、ポリエチレン管の耐用年数は何年ですか、また、石綿管を使用している場所が残っていますかというご質問です。

ポリエチレン管の耐用年数は、40年となっております。その他の塩化ビニール管やダクタイル鋳鉄管も同じく40年となっております。

老朽化による漏水等が懸念される石綿管を布設している箇所はございません。

2点目、水道加入促進は継続して実施していますか、また、どのような施策を行っ

ていますかというご質問です。

広報やホームページにおいて、水道利用のメリットを掲載し、加入促進の施策を行ってございます。また、管路更新時及び県道等の舗装工事の際に、未加入世帯への加入促進も併せて行っております。

続きまして、町内水道管で更新が必要な場所と、更新計画はどうなっていますかというご質問です。

今年度策定いたしました経営戦略に基づき、更新を行ってまいります。今年度は、松崎地区の基盤整備事業に合わせまして、100ミリの配水管の486メートルの布設替を直営工事にて施工の予定でございます。

今後の更新予定といたしましては、本宿5区の配水管の布設替えを令和8年度に予定しております。また、令和13年度に重要基幹管布設替工事、更新延長が225メートル、管の直径が150ミリとなっております、こちらを令和13年度に更新する計画となっております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 以上で、まちづくり厚生常任委員会の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はありませんか。

3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 3点ほど。

1つは、農地の集約化というところで、農地中間管理機構との連携の中で、町の農地の集積率が7年3月末で72.7となっておりますけど、農地の集積って、もう少し簡単に言うと、どういうことをしたら集積したということになるのかというところですね。

あともう一点、先ほどイノシシの強化の話、ありました。毛成という話があって、私の地元なんですけれども、先日、毛成のよく出るというところの場所で、私、実際にイノシシを見たんですよ。それも3頭、4頭連なって、ガサガサ、ガサガサ走っていたわけなんですけども、今、課長のほうから、くくりわなを町で仕掛けると、わなを仕掛けるという話があったんですけども、わなを仕掛けるのは当たり前の話であって、結果、その実績が、どう捕らえられたんだということが大事になるのかなと思うんですよ。

農地を荒らされているだけならまだ我慢できるものの、これが何らか人への影響なりそういうことが出てくると、もっと……、非常に私も目の当たりにしてみると、本当に多くのイノシシがいるんだなというところもありましたので、そこをもう少しお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） まちづくり課、石橋課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

まず1点目ですが、農地の集積という言葉ですが、農林関係ですと、この言葉はよく使うものではございますが、いわゆる担い手農業者と呼ばれます認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人、そして基本構想水準達成者と呼ぶんですが、基本構想水準というのは、神崎町は所得520万以上という金額を設定しております。それを達成している農業者というようなことになるんですが、実際それを達成しているものにつきましては、神崎町では全員、認定農業者になっておりますので、簡単に言いますと、認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、こちらの3類型が耕作している面積の割合というようなことになります。

続きまして、イノシシについてですけれども、先ほどお答えした中で、令和6年度の実績で5頭というようなことで申し上げたかと思いますが、今までのところで9頭、捕獲の実績があるということで、これは全て毛成地区です。

ここのところちょっと捕れなくなっているといいますか、すみついている場所、また歩く場所に、くくりわなというものを設置するわけですが、そちらがまた移動しているところもあろうかと思えます。随時、猟友会の皆様に見ていただいて、効果的なわなの設置というものをお願いしているところです。

また今現在、毛成地区に7か所ですか、わなを設置しているわけですが、ほかのところでイノシシが出たという場合、毛成地区のわなを持って行って、ほかのところに付けるというようなことで対処しているところです。わなの絶対数が足りないということもございますので、町でわなそのものを導入しまして、これから捕獲の体制を強化したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質問はありませんか。

5番 高柳議員。

○5番（高柳 智君） 3点ございます。

まず1点目です。地域福祉計画及び第3期子ども・子育て支援計画の成果内容を教えてください。

2点目です。オーガニック推進事業ですが、令和5年度の決算でもかなりの不用額が出ていたと思います。今回も、おおよそ20%の不用額が出ているんですが、こちらについて、何でこんなに不用額が出ているのか、理由または今後の対応を教えてください。

さい。

3点目です。町営住宅なんですけれども、耐震はやっていると思うんですが、昨今、突風等、先日も、つくばのほうでありましたよね。突風等で被害が出るようなことは、想定されることもあると思うんですが、それに対する対応、人身に危害が生じることもあろうかと思います。そこら辺は対応済みなのかどうか、そこら辺を教えてください。

以上3点です。

○議長（高橋 正剛君） 保健福祉課、澤田課長。

○保健福祉課長（澤田 達也君） 私のほうから、地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画の主な内容について説明をさせていただきます。

こちらは令和6年度に制定いたしまして、期間は令和7年度から令和11年度の5年間の計画でございます。

地域福祉計画に関しましては、今回が第2期でございます。こちらの地域福祉計画に関しましては、神崎町総合計画の下に入る計画でございます。今回、一緒に作成いたしました子ども・子育て支援計画等を内包した形の計画となっております。

法的な位置づけといたしましては、社会福祉法の107条に基づく市町村地域福祉計画ということでございます。

主な内容といたしましては、基本目標を掲げまして、大きく分けて3つ、地域で支え合う仕組みづくり、2つ目が適切な支援へつなげる体制づくり、3つ目が安心して住み続けられる環境づくりという、この3つの目標を掲げて、その施策の方向性について、今回の計画で定めているというところでございます。

続いて、子ども・子育て支援計画につきましては、こちらと同じく7年から11年の5か年で、今回が第3期の計画となります。

計画の位置づけとしましては、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定されている市町村子ども・子育て支援事業計画というものがメインとなっております。同じくこちらが計画としての基本理念を、「育てる喜びと育つ喜びを実感できるまち・こうざき」というのを基本理念に、基本目標としては、いわゆる子育てステージに合わせた施策の展開ということで、妊娠・出産期の支援、乳幼児期の支援、学童期の支援、サポートが必要な子どもの子育て家庭への全期間を補う支援ということでステージを4つに分けて、またそれぞれのステージごとの支援内容について、計画に盛り込んであるという内容でございます。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） まちづくり課、石橋課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） オーガニックの関係につきまして、お答えいたします。

不用額の関係でございますけれども、5年度、6年度ということで、特に一番大きかったところにつきましては、学校給食の特別栽培米を100%実施可能な予算組みというものを行っておりました。その中で、昨年の実績、半分が特別栽培米で供給できたということで、そちらで不用額というものが生じたところがございます。

また、今後というようなことではあるんですが、本年度の作付、学校給食米の作付農業者に取組の実施というものをお願いし、また、技術的なところでも相談をさせていただいたところではございますが、本年度の実績につきましても昨年と同様、半分がオーガニック米、特別栽培米が学校給食に供給できるような状況ということになります。ですので、これから、先ほど申し上げました動画であるとか、またオーガニックの講演会というものも実施します。その中で、オーガニックの取組農業者の拡大と、また人数を増やしていくというような取組に使用していきたいところでございます。

また、1つ考えているところでは、認証的なものというものができないかということで今、検討しているようなところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） まちづくり課、椿主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

町営住宅に関しまして、先日のような突風のような被害があった場合についての対応なんです、そのほかの町有の施設と同様に、建物の火災保険のほうには加入はしておるんですが、その中で、ああいった突風被害等に対応できるかというところまでは、すみません、確認はできておりませんでして、現在、対応といたしましては、通常の市町村共済組合の火災保険の加入のみという状況になってございます。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質問はありませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 農業委員の選出ですが、農業委員会法が変わって、以前は公職選挙法に基づいて立候補でできていたんですが、今回は、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員が8名、最適化が7名だと思います。

昨年は農業委員の任期で入替えがありました。石橋課長に言わせると、12月の広報で応募をしている。それで3月に今度、応募で公募があったのを選んで、議会に同意

を求めると言っていましたが、農業委員の8名以上に、応募だから、公募があったわけか。

それと、今後、農業委員会法が変わってもう3期か4期になりますが、選出方法で不公平があるんじゃないかなと。営農組合を中心に出している。それで、手を挙げなかったから、公募に応募ですよ。それで、地域的にも不公平がある。でもそれは公募しなかったからしょうがないと言っていますが、その辺の選出方法、応募に公募でぴったりの人数だったのか。これが農業委員の選出方法に関して、私は不公平があるんじゃないですかと。以前のように、公職選挙法に基づいてやるなら、小さな部落でも何でも出られるわけなのに、ただ今回は、町長が提案して、議会の同意を求めるところだから、できない地区にはずっとできないわけなんです。まずそれ。

それと、神宿松崎線について。6年度は、設計業務委託料、神宿松崎線1,500万、これは分かります。交付金の事業概要、その次のページ、隣接する圃場の区画整理に合わせて道路改良を実施するということで、産業のほうでは、交付金で、7ページです。松崎地区基盤整備事業負担金520万と出ていますが、これはいずれにしろ神宿松崎線は、土地改良に合わせてやっているわけ。

それで、成田神崎線はあと10年もかかるという年次計画ができました。これは道路整備と土地改良であと何年先にできるわけですか。圏央道の4車線化に今、圃場を貸しているから、土地改良はできません。4車線化ができてからということですから、その年次計画と、何年後に完成するのか。道路と土地改良、それは今すぐにはできないけども、成田神崎線みたいに年次計画を立てて、あと10年後だと、10年くらいかかるかなと私は思いますが、それを質問します。

2点。

○議長（高橋 正剛君） まちづくり課、石橋課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

まず、農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員の選出に関してのご質問です。

こちらにつきましては、今年が改選の年、今年の4月19日からが新農業委員の任期というような形になりまして、昨年の3月の議会でご承認をいただいたものですが、11月から12月にかけて募集をかけまして、その応募、また推薦のあった農業委員と農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会で審議をしたわけですがけれども、農業団体の推薦、また応募のあった方ということで、議会では審議をいただいたものです。

ですので、この中で幾つか担い手要件であるとか、女性農業者に配慮というような要件がございますので、実際、応募いただきました、また推薦いただきました団体等につきましては、法人であるとか、認定農業者といった方が主となっているところがございますけれども、必ずしも全てそうでなくてはいけないというものではございません。地区からの推薦等がございましたら、逆に農業に携わっていない方も委員として入れなくてはいけないといった要件がございますので、それにつきましては、改選、3年後になってまいります、その際に適任の方というのがおいでであれば、推薦、応募というものを拒むものではございません。

続きまして、神宿松崎線の関係です。神宿松崎線というよりも、基盤整備と関連してというようにところなんです、皆様もご存じのとおり、圏央道の4車線化、また神崎パーキングエリアの関係で、国土交通省が基盤整備を行う場所、また神宿松崎線の実際、道路用地に係る部分につきまして、借地をして工事施工を行っております。ですので、国土交通省の工事、借地が終わった後で面工事、要は区画を切り直す工事に基盤整備が入っていくというようなことになってまいります。

そうしますと、皆様もご存じのとおり、令和8年度中ということで国の工事が進んでおりますので、そちらの工事が終わった後、借地も終わった後ということですので、基盤整備の着手につきまして、面工事の着手は令和9年度が最短になってくるかなと思われま。

また、神宿松崎線の道路につきましても同様のよう状況になってまいりますので、現場に着手していくとなつてまいりますと、9年度以降になってくるかなと思われま。

また、基盤整備の計画というようにところなんです、昨年度の決算に出ております金額につきましては、面工事ができませんので、できるところからということで、揚水機場の工事、今年も継続して行っておりますが、そちらを実施しております。

面工事に着手してから考えていきますと、5年ほどかかりますので、ただ、実際、面工事、区画の切り直しというものを行った後は、新しい区画での工事となつてまいりますので、着手して、完全に終わるのは5年かかるというような状況にはなりますが、令和9年度から早ければ着手して、基盤整備も行う、町道につきましては、その状況を鑑みながらなりますが、現場に入れるのが9年度以降というような形になろうかと思ひま。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。質疑が長引いておりますので、15分、議場の

時計で5時15分まで延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって5時15分まで延長といたします。
10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、神宿松崎線で、松崎前の土地改良も全部合わせて、5年後にできるというような課長の計算ではありますが、それを年次計画、成田神崎線みたいにはできませんか。

○議長（高橋 正剛君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

先ほど申しましたけれども、国の借地が終わった後、現場に入って5年ということになります。ですので、今から考えますと、もう少し後にはなってます。こちらは基盤整備のお話で、神宿松崎線につきましてはまた別途、計画を立ててということになりますけれども、実際、具体的にどの年度にどの工事ができるといった計画が立った時点で、継続費等は設定するというようなことになってこようかなと思います。
以上です。

○議長（高橋 正剛君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これで3回目ですが、そうしますと、5年後から土地改良、基盤整備が入ることですから、まだまだ神宿松崎線、松崎の土地改良、全部完了するのには5年以上ですね。

○議長（高橋 正剛君） まちづくり課、石橋課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

令和9年に着手した場合、そこから起算して5年というような計算になってまいりますので、完全に出来上がるのは少し後となります。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 以上で、まちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議がないので、まちづくり厚生常任委員会に係る質疑を終結いたします。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

教育委員会、堀越課長。

○教育課長（堀越 浩君） すみません、先ほど寶田議員のほうからご質問のありました、米沢小学校に係ります町雇用の職員、支援員等の費用についてお答えしたいと思います。

まず、教育支援体制推進事業の中で、こちらにつきましては、神崎小学校と中学校の分も入っての合計になるんですが、1,215万5,628円。

もう一つ、こちらは用務員の費用が含まれる形になるんですけれども、神崎小学校のほうも含みまして、1,605万7,538円。

以上になります。

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議がないので、質疑を終結し、討論に入ります。

なお、一般会計、特別、会計合わせて討論されるようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

6 番 荒井議員。

○6 番（荒井 葉一君） 6 番、荒井葉一です。議長のお許しを得ましたので、賛成討論とさせていただきます。

令和 6 年度一般会計、特別会計決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

令和 6 年度の一般会計は、歳入総額37億7,771万円、前年度比プラス9.2%、3 億 1,949万2,000円の増。歳出総額32億2,892万5,000円、前年度比プラス5.2%、1 億 5,874万3,000円の増。実質収支額は 1 億9,355万3,000円、前年度比プラス1.7%、342 万円の増となりました。

歳入を見ますと、地方交付税が12億9,760万4,000円と引き続き高く、町債は前年度比プラス765.6%、1 億4,747万8,000円の増額で、これは道の駅改修事業の財源として、地方債を発行したことにより、大幅な増額となっています。また、定額減税補足給付金事業の実施に伴い、町税が減少し、地方特例交付金が増額としております。

歳出を見ますと、目的別では、定額減税補足給付金及びこども商品券事業の実施により、民生費が前年度比プラス8.8%、自治体情報システムの標準化・共通化に係る

委託業務料及びふれあいプラザ空調機器改修工事の実施により、総務費が前年度比プラス15.5%と増加し、性質別では、扶助費が前年度比プラス25.3%、積立金がプラス32.9%と増加しております。

全体では、健全化判断比率は黒字で、問題なく、地方債現在高も着実に減少し、限られた財源で効率的な予算執行に努めるとともに、道の駅改修工事や主要町道の改良工事などの大型事業には継続費を組み、年度ごとの計画的な執行が図られ、町長以下職員が一丸となって取り組んでいます。

また、防災・災害対策を推し進め、町道等のインフラ整備の促進、高齢者・障害者福祉の充実、保育料の無償化、子ども医療費・給食費の無償化などの少子化対策などについて幅広く施策を実施し、成果を上げているところでございます。

特別会計においては、国民健康保険事業は、実質収支1,035万円で、財政運営の主体を県が行うことで財政の安定化が図られておりますが、国保加入者が減少する一方で、外国人加入者が増加しており、徴収率が減少しています。徴収対策になお一層の努力と工夫を期待します。

また、今後も医療費の増加が予想されるため、特定健診の受診率向上に努める必要があります。

介護保険事業特別会計は、実質収支5,509万5,000円で、引き続き介護給付制限に該当しないよう、制度やサービス対応の周知とともに保険料納付の啓発に努め、高齢者の増加に伴い、保険給付費が増加するので、介護予防の取組を強化する必要があります。

後期高齢者医療特別会計は、実質収支145万1,000円で、1人当たりの年間医療費が県内でも高い状態が続いているので、特に重症化しないよう、各種健診等の予防策を強化する必要があります。

水道事業では、災害に強い安全な水を供給するため、職員が24時間管理を行っており、経営費の削減を図るとともに、施設管理の工夫など経費の削減に努め、安定した経営が行われています。人口減少に歯止めがかからない以上、水道普及率向上に努めていただきたいと思います。

以上、令和6年度決算は、道の駅改修土木事業、町道成田神崎線・毛成堀籠線改良事業などに大きな進捗が見られ、また、経費の削減にも努め、予算が的確に実施され、大変評価できるものであり、令和6年度の一般会計、特別会計の決算に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長（高橋 正剛君） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

なお、採決は、起立によって行います。

日程第1 認定第1号 令和6年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 正剛君） 起立全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

続いて、日程第2 認定第2号 令和6年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 正剛君） 起立全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

続いて、日程第3 認定第3号 令和6年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 正剛君） 起立全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

続いて、日程第4 認定第4号 令和6年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 正剛君） 起立全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

続いて、日程第5 認定第5号 令和6年度神崎町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 正剛君） 起立全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 正剛君） 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。会議規則第6条の規定により、これにて本定例会を閉会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高橋 正剛君） 異議なしと認めます。よって、これにて令和7年第4回神崎町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後5時02分)